

# 坂井市(福井県)

(2006年9月22日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月20日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 <sup>(1)</sup> ：91,173人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 18.8%)	面積 <sup>(3)</sup> ：209.91k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：30人(法定上限30人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：921人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：0.63	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：90.9%	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：30,513,150千円		
うち、地方税10,472,945千円、地方交付税6,163,000千円		
合併特例債発行予定額23,230百万円/同限度額44,030百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業5.8%、第二次産業38.1%、第三次産業56.1%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。(5)(6)(7)：2005年度地方財政状況調査より。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧三国町	23,618人	21.3%	46.42k m <sup>2</sup>	18人	357人	0.72	88.6%
旧丸岡町	31,731人	17.6%	107.36k m <sup>2</sup>	20人	296人	0.61	88.5%
旧春江町	23,052人	17.0%	24.43k m <sup>2</sup>	18人	187人	0.55	90.6%
旧坂井町	12,772人	20.6%	31.70k m <sup>2</sup>	16人	116人	0.51	88.1%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、⑥行政改革、①合併の大きな流れ>
4町は日常生活等において深いつながりを有し、広域的な行政運営を積極的に行ってきたが、社会情勢の変化及び厳しい財政状況に対応するため、広域的な連携にとどまらず、住民の同意の基で適正な規模と行財政能力をもち、かつ地方分権に対応できる自治体を形成するため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑥新事務所の位置>
<最も重視したことの具体的な内容>
住民説明会、住民アンケート及びパブリックコメント等を通じて住民の意見等を合併協議に反映させたこと。また、合併協議においては、単なる多数決ではなく、基本的には4町の全会一致による合意により合併協定項目を確認したこと。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動>
2004年5月の坂井郡4町議会議長会において坂井郡4町が合併協議会を設置することで意見調整がなされ、その後同年6月に開催された坂井郡4町町長・議長合同会議において2006年3月31日までに4町合併を目指すことで合意された。

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
合併関係町のうち春江町及び坂井町の間で2002年12月に合併協議会を設置したが、合併協議において調整がつかなかったため、2003年12月に合併協議会は廃止され、2町による合併は白紙となった。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
2002年に入り、坂井郡6町(三国・芦原・金津・丸岡・春江・坂井)での合併、坂井郡を北部(三国・芦原・金津)と南部(丸岡・春江・坂井)に分けた合併等に関する研究会が開催されるなど、合併に関する議論がなされた。(※2004年3月に芦原町と金津町が合併して「あわら市」が誕生した。) <p>現在、新たな合併協議は行われていない。</p>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
①郡の構成市町村、④一部事務組合(複合的一部事務組合を含む)の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2004年5月に坂井郡4町議会議長会が開催され、坂井郡4町において合併協議会を設置することで意見調整がなされ、それぞれの議会において確認された。	
(5) 任意の合併協議会(設置期間:2004年6月15日~2004年8月19日)	
構成メンバー	助役各1名、一般職員 総務課長各1名、財政・企画担当課長各1名 計12名
運営上の工夫	合併協議の先進地の事例等を参考として任意協議会の構成メンバー等を決定し、合併協議会の設置及び運営に向けて、合併協議会規約等の作成など事務的な準備を行った。
(6) 法定協議会(設置期間:2004年8月20日~2006年3月19日)	
住民発議等	有(直接請求・住民発議)・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各3名、都道府県職員(福井県総務部市町村課長) 計25名
運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町の学識経験者(住民代表)の中に必ず女性1名を入れることとした。</li> <li>住民(傍聴者)に対する配慮として、合併協議会は4町の持ち回りによる開催とした。</li> <li>合併協議会HPを開設し、「合併協議会だより」(全世帯配付)を発行した。</li> <li>幹事会、専門部会及び分科会等を設置し、円滑な合併協議の推進を図った。</li> </ul>
(7) 基本5項目(①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)	
<協議を行ううえでの工夫>	
合併協議会を構成する自治体と同じ郡に属する同じような規模の自治体であることから、合併協議は多数決による合意ではなく、協議会の委員全員が納得のうえ、全会一致をもって合意することに努めた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式)                      (②期日)                      (③名称)                      (④位置)                      (⑤財産)
協議開始:	04年8月                      04年8月                      04年8月                      04年8月                      04年9月
合意:	04年8月                      04年9月                      04年11月                      05年2月                      04年9月

<p>&lt;決定に至るまでに最も難航した項目と解決策&gt;</p> <p>新事務所の位置等に関して調整がつかず、4町のうち1町が合併協議からの離脱を表明し、4町合併そのものの先行きが不透明となる事態となったが、各町による説得などにより離脱を表明した町が合併協議に復帰し、新事務所の位置については合併協議会において会長一任を取りつけ、原案（多数意見）のとおり決定した。</p>	<p>④位置</p>
<p>&lt;基本項目①「合併の方式」の決定理由&gt;</p> <p>坂井郡4町が対等な立場で合併し、新しい自治体を構成する必要が確認されたため。</p>	<p>新設・編入</p>
<p>&lt;基本項目②「合併の期日」の決定理由&gt;</p> <p>協議会の設立にあたっての「2006年3月までの合併を目指す」との目標設定に基づき、住民生活への影響、協議会における協議の進捗状況、合併時の事務処理等を総合的に勘案した結果、2006年3月20日と決定した。</p>	<p>2006年3月20日合併</p>
<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;</p> <p>決定手続：福井県内在住者に対し新市の名称を公募した。作品は合併協議会に設置された新市名候補選定小委員会において集計及び絞込みを行った。小委員会で絞り込んだ新名候補からの新市の名称の最終選定の方法は、合併協議会において協議した結果、委員による投票で決定することとなった。</p> <p>選定理由：4町が属している「坂井郡」という、永く慣れ親しんだ名称であること、また継体天皇の時代からの由来のある歴史的名称であることから、「坂井市」を新市の名称として選定した。</p>	<p>公募 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無</p>
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;</p> <p>新市の事務所は住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年以内を目途に新市において検討することとし、当分の間は議会部門、総務部門を設置するための庁舎の規模、また4町の中央に位置し、交通の便等住民の利便性を考慮し、現坂井庁舎を本庁舎とした。（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）</p> <p>現三国庁舎、現丸岡庁舎及び現春江庁舎を総合支所とする。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;</p> <p>（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）</p> <p>正負ともになし。</p>	
<p>（8）新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年</p> <p>理由 新市の将来方向を展望した長期的なものとし、新市の基盤形成を図るために、合併後10年間を計画期間とした。</p>	
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;</p> <p>新市において地域自治区を設置することが決定していたので、「住民との協働」についての項目に重点をおいて策定した。具体的には、新市まちづくりの基本施策の中の大項目に「住民とともに育むまちづくり」を設け、地域自治の仕組みと行政への住民参加の仕組みについて記載した。</p>	
<p>&lt;関係市町村間での調整が難航した項目&gt;</p> <p>特になし。</p>	
<p>&lt;新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫&gt;</p> <p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;記載のとおり。</p>	

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

一極集中型の都市づくりではなく、4町の都市の核・拠点が機能を分担し、交通網でネットワークする多核連携型のまちづくりを目指すことから、4町の基本計画、実施計画からの具体的記述はないが、それぞれの方針・考え方等を尊重して新市建設計画を策定した。

単位：百万円 ( )は%	合併前 (2003年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2006年度	2011年度	2015年度
歳入合計	31,878	32,535	31,349	32,228
地方税	10,847(34.0)	11,235(34.5)	11,808(37.7)	12,287(38.1)
地方交付税	6,951(21.8)	7,593(23.3)	6,790(21.7)	7,019(21.8)
歳出合計	30,743	32,535	31,349	32,228
人件費	7,821(25.4)	6,986(21.5)	5,821(18.6)	4,573(14.2)
(参考:一般職員数)	(956人)	(846人)	(700人)	(600人)
公債費	3,194(10.4)	3,141(9.7)	3,431(10.9)	3,315(10.3)
普通建設事業費	3,855(12.5)	4,000(12.3)	6,000(19.1)	6,000(18.6)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

合併にあたっての新たな設定、変更等はなし。都市計画マスタープラン策定時に、必要な見直しについて検討する。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全8号。配布方法：全世帯各戸配布）
- ・住民説明会の開催（延べ12回開催、参加人数未集計）
- ・HPの開設（2004年8月開設、協議会開催の都度更新、アクセス数71,891回）
- ・その他（具体的に：地域自治区講演会、地域自治区フォーラムの開催）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

(名称)：三国町・丸岡町・春江町・坂井町の合併に関する住民アンケート

(時期)：2004年8月18日

(対象者)：各町に居住する16歳以上の住民を対象に、年代別・性別に各町から2,040人(計8,160人)を無作為に抽出。

(方法)：アンケート方式(郵送)・訪問

(12) 都道府県からの支援

財政支援：福井県市町村合併準備支援事業補助金

2004年度5,000千円 2005年度5,000千円 計10,000千円

人的支援：合併協議会に県職員1名の派遣。

(13) 外部コンサルタントへの委託：有・無

委託費 25,858千円

委託内容

- ・事務事業一元化支援業務
- ・新市まちづくり計画（新市建設計画）策定支援業務
- ・市章デザインマニュアル作成
- ・新市例規策定支援業務
- ・管内図作成業務

## 5. 合併の内容

(1) 議員			
特例の適用	有 (定数特例 (定数 人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・ <input type="checkbox"/> 無		
その理由	財政負担を軽減すること及び民意を広く行政に反映させる必要があるため、在任特例及び定数特例は適用せず、設置選挙を実施した。		
(2) 農業委員会の委員			
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006年7月14日まで特例措置を適用)・無		
その理由	農業委員会の委員の不在期間が生じると農地転用の審議が滞り、地域住民等に対して不都合が生じるため。4町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、2006年7月14日まで、引き続き「坂井市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。(在任特例)		
(3) 三役			
旧三国町	町長は選挙により市長に当選、助役は失職、収入役は不在。		
旧丸岡町	町長、助役は失職、収入役は不在。		
旧春江町	町長は失職、助役、収入役は不在。		
旧坂井町	町長は市長職務執行者後、坂井自治区長、助役、収入役は失職。		
(4) 一般職			
定員管理	<定数の削減>2004年現在885名を、10年間で600名に削減。		
給与の調整	<従来から同一の給与表を使用しており調整不要>		
役職の調整	市制の施行に伴い、部長職及び次長職を新たに設けた。また、職階制については各町とも類似していたので、特に大きな調整は必要としなかった。		
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に部・課とも完全に統合)			
<p>合併により部を設置した。</p> <p>事務所の事務の方式及び地域の自治を踏まえ、①住民にわかりやすく、利用しやすい組織及び機構とすること、②簡素で効率的な組織及び機構とし、住民サービスが低下しないよう配慮すること、③新市のまちづくり計画や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織及び機構とすることを基本として組織・機構を整備した。</p>			
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法			
4町とも合併前に支所・出張所なし。			
(7) 地域審議会等			
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (地域自治区)・無		
その理由	4町の地域性や個性を尊重し、また住民自治の強化を図りながら速やかに一体感を持った自治体を構築するため。		
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法			
軽自動車税	旧三国町	(規定なし)	2006年3月20日から 2,400円に統一。
「専ら雪上を走行するもの」	旧丸岡町	2,400円	
	旧春江町	(規定なし)	
	旧坂井町	2,400円	

軽自動車税	旧三国町 900円	2006年3月20日から 1,000円に統一。	
小型特殊自動車(自 脱型乗用コンバイ ン)	旧丸岡町 (規定なし) 旧春江町 1,000円 旧坂井町 1,000円		
(9) 上下水道使用料 (調整方針: 上水道は平均をとる、 下水道は当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)			
上水道料金	各町間の使用料の平均額を算定し、かつ収支において赤字にならないように使用料の調整を行った。		
下水道料金	当分の間は、現行のおりとする。		
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針: 平均をとる)			
例外措置	公会堂など他に類似施設がないものの使用料については、従前のおりとした。		
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針: 課税総額を変えることなく、他市の税率を参考にしながら、税率を調整した)			
賦課徴収方法	4町とも「旧ただし書方式」	引き続き「旧ただし書方式」	
所得割	旧三国町 5.4% 旧丸岡町 5.4% 旧春江町 5.5% 旧坂井町 5.5%	2006年3月31日までは旧町の税率を用い、2006年4月1日から次のように調整した。 6.8%	
資産割	旧三国町 55.0% 旧丸岡町 50.0% 旧春江町 53.0% 旧坂井町 55.0%	2006年3月31日までは旧町の税率を用い、2006年4月1日から次のように調整した。 38.0%	
均等割	旧三国町 20,400円 旧丸岡町 21,600円 旧春江町 21,600円 旧坂井町 20,000円	2006年3月31日までは旧町の税率を用い、2006年4月1日から次のように調整した。 21,600円	
平等割	旧三国町 22,800円 旧丸岡町 24,000円 旧春江町 27,600円 旧坂井町 21,000円	2006年3月31日までは旧町の税率を用い、2006年4月1日から次のように調整した。 20,400円	
(12) 介護保険事業 (調整方針: 従来から同一金額のため調整不要 (組合等事業))			
第1号被保険者の 月額基準保険料	4町 2,925円		
(13) 電算システムの取扱い			
整備方法	住民記録、税務、福祉・保健関係等のシステムは一部事務組合で電算システムを導入していたので、調整を要しなかった。その他のシステム(財務、給与、文書管理等)については、4町のうちいずれかのシステムに統一した。		
(14) 町・字の名称・区域			
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無		
変更した場合、その内容と理由			

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：17,900百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定（2006年度）
総合計画	今後策定に取り掛かる予定（2007年度）
(3) 合併による効果	
<p>&lt;⑤行財政の効率化&gt;</p> <p>合併により特別職や議会議員が減少することや長期的な展望のもと一般職員についても削減が可能となることによる人件費の削減及び合併に伴う事務事業の効率化・共同化を図ることによる事務経費（行政コスト）の削減が可能となること並びに国・県からの合併による財政支援措置が講じられること等により財政上のメリットが見込めること。</p>	
<p>&lt;①住民の利便性の向上&gt;</p> <p>組織の合理化などにより、総務・企画などの管理部門を効率化することにより、必要部門への職員の適正配置を図ることができる。また、幅広い知識を有する職員を窓口業務へ配置することにより住民の利便性の向上が図られるとともに、事業部門等では職員を専門職化することにより、住民に対し、より高度な行政サービスを提供することが期待できる。</p>	
<p>&lt;⑥地域のイメージアップ&gt;</p> <p>4町合併により誕生した「坂井市」は福井県内第2位の都市となることから、地域の存在感や「格」が向上し、地域のイメージアップが図られる。また、合併後の事業などに対する国や県からの財政面での支援や事業面での配慮も期待される。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p>合併によるデメリットを解消するために、合併前の旧4町の区域を単位とする地域自治区を設け、旧町役場に総合支所を設置していること、坂井市の初年度の予算編成は合併協議で調整された内容を尊重し、各町の継続的な事業を中心に計上していること及び合併してまだ数ヶ月しか経過していないことから、現在、合併による問題点はそれほど顕著に表れていないと考えている。</p>	
(5) 残された課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に対する住民の不安等を払拭するために、行政と住民の信頼関係を維持しながら地域の特性を活かし、自主性をもった住民自治を推進すること。</li> <li>・新市の一体性の強化と4町の住民相互の交流の促進を図ること。</li> <li>・4町の均衡ある発展と新庁舎の建設も視野に入れた新たなまちづくり拠点の形成の検討をすること。</li> <li>・行政のスリム化や効率的な財政運営により、国の財政的支援に依存しない自立した自治体を目指すこと</li> </ul>	